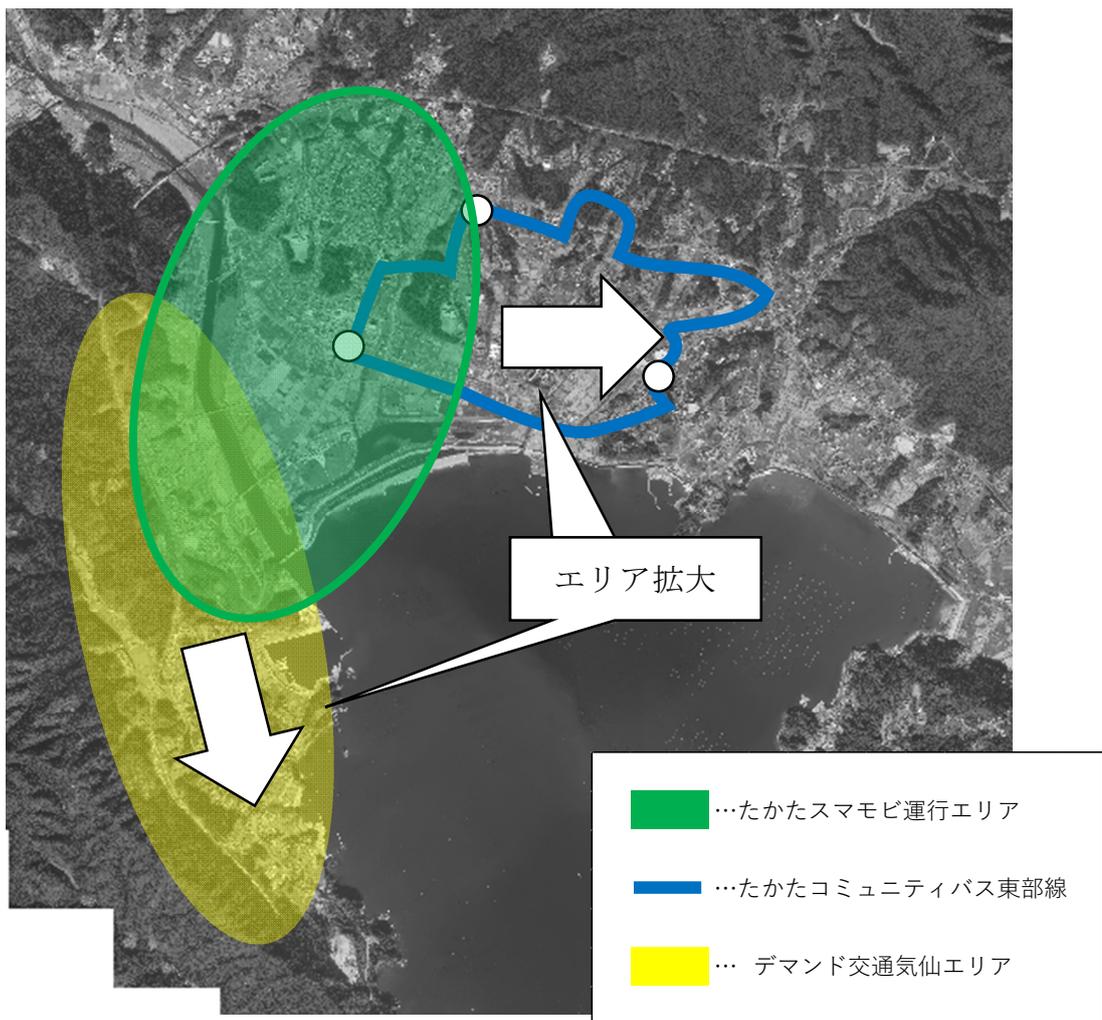


令和8年度のたかたスマートモビリティの取組について

1 基本的な方針

- (1) 実証運行は令和8年度も引き続き実施する。
- (2) 運行エリアについて、年度中に、現在のたかたコミュニティバス西部線沿線等（矢作町、竹駒町、気仙町、高田町及び米崎町の一部）から、たかたコミュニティバス東部線沿線（高田町及び米崎町の一部）若しくはデマンド交通気仙エリアのうち長部地区に拡大する。
- (3) たかたコミュニティバス東部線沿線に拡大する場合には、車両を現行の1台態勢から2台態勢に増やすことを目指す。
- (4) 現在の運行エリアについては、年度中に、道路運送法第4条に基づく本格運行に移行する。



2 運行の概要

本年度の実証運行の内容と同様とし、必要に応じて修正、改善を図る。

運行期間	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで 年末年始を除く
利用対象者	事前登録を行った市民等
運行区域	1のとおり
乗降ポイント	バス停留所、各種施設及びごみ集積所計100箇所 エリアを拡大する場合は追加する
運行時間帯	午前8時30分～正午及び午後1時30分～午後4時30分 毎日運行
車両	9人乗りハイエース
運行事業者	(株)気仙タクシーと高田タクシー(有)の2週間交代
運賃	アプリ・web予約の場合…1乗車100円 電話予約の場合…1乗車200円
事業費	約26,624千円 ※令和8年度予算案議決を前提とする システム運用、車両運行委託、予約対応委託など
財源	調整中

3 取組内容

(1) 共通事項

- ・利用促進に向けた公民館単位などの説明会の実施
- ・市広報やSNSを使った情報発信
- ・登録や予約の方法についてアプリやLINEへの移行の働きかけ など

(2) たかたコミュニティバス西部線沿線（現行エリア）

- ・利用状況のデータ収集及び分析
- ・乗降ポイントの使用頻度の分析と改廃の検討
- ・西部線の運行再開の可否の検討及び判断 など

(3) 新たに運行するエリア

- ・新設する乗降ポイントの選定及び掲示物・設置物等の配置
- ・必要な許可手続きの申請 など

令和8年度の行程表（予定）

	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
たかたスマートモビリティ	【西部線沿線】実証運行を継続			年度内のどこか	【西部線沿線】年度内のいずれかで本格運行に移行						
	運休を継続				【東部線沿線又はデマンド交通気仙エリア】時期を合わせて実証運行を開始						
たかたコミュニティバス西部線					たかたスマモビ本格運行移行に伴い路線廃止						
たかたコミュニティバス東部線 デマンド交通気仙エリア					たかたスマモビ実証運行に伴い運休・統合						
市地域公共交通会議、申請手続き等			R8 第1回 交通会議	実証運行拡大・本格運行移行に係る許可申請					R8 第2回 交通会議		